

## 令和元年度 特別支援教育に関する調査結果について

### 1 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

#### (1) 調査対象

市区町村教育委員会

#### (2) 調査時点

令和元年5月1日現在

#### (3) 主な調査事項

- ① 令和元年度小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として、平成30年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数

#### (4) 調査結果の主な概要

令和元年度の小学校及び特別支援学校就学予定者(新第1学年)として、平成30年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数は62,442人(前年度57,444人)である。そのうち市区町村教育支援委員会等により学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された人数は10,887人(前年度10,300人)であり、就学指定先が特別支援学校であった人数は8,003人、小学校であった人数は2,835人である。

### 2 教育と福祉の連携に関する調査

#### (1) 調査対象

市区町村教育委員会

#### (2) 調査時点

令和元年9月1日現在

#### (3) 主な調査事項

- ① 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置状況
- ② 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度について周知する機会の提供状況
- ③ 障害のある子供に関する就学先決定を含む教育支援及び放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する情報や相談窓口が分かる保護者向けハンドブックの作成状況

#### (4) 調査結果の主な概要

教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」を設置している市区町村は56.6%であり、設置予定である市区町村は11.7%である。  
関係構築の「場」を設置していると回答したもののうち、参加者の所属は、福祉関係機関(行政)が93.3%で最も高く、次いで放課後等デイサービス事業所など障害児通所支援事業所が78.9%、保健関係機関(行政)が70.7%である(※複数回答可)。また、小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において、学校の教職員等に対し、放課後等デイサービスなどの障害のある子供に係る福祉制度について周知する機会を設けている市区町村は46.4%、設ける予定である市区町村は25.1%である。

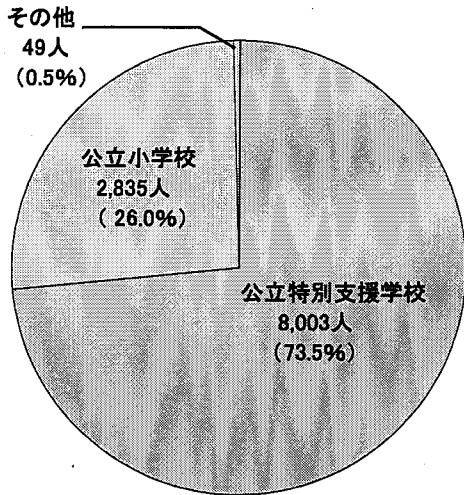
さらに、障害のある子供に関する就学先決定を含む教育支援及び放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックについて、作成、配布している市区町村は 33.7%、作成しているが、配布していない市区町村は 3.5%、現在検討、作成中である市区町村は 18.2%である。

一方、ハンドブックの作成予定はないと回答した市区町村にその理由を尋ねると、作成は必要であるものの予算的、人的要因により作成予定がないが 36.0%と最も高い。次いで、就学等教育支援、福祉制度、それぞれ別のハンドブックを作成し、配布しているため内容が一つにまとまったハンドブックを作成する必要はないと回答した市区町村が 20.6%、HP や WEB 上で、就学等教育支援、福祉制度それぞれの情報が閲覧できるため、内容が一つにまとまったハンドブックを作成する必要はないが 11.9%である。

### 3 調査結果

(1) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

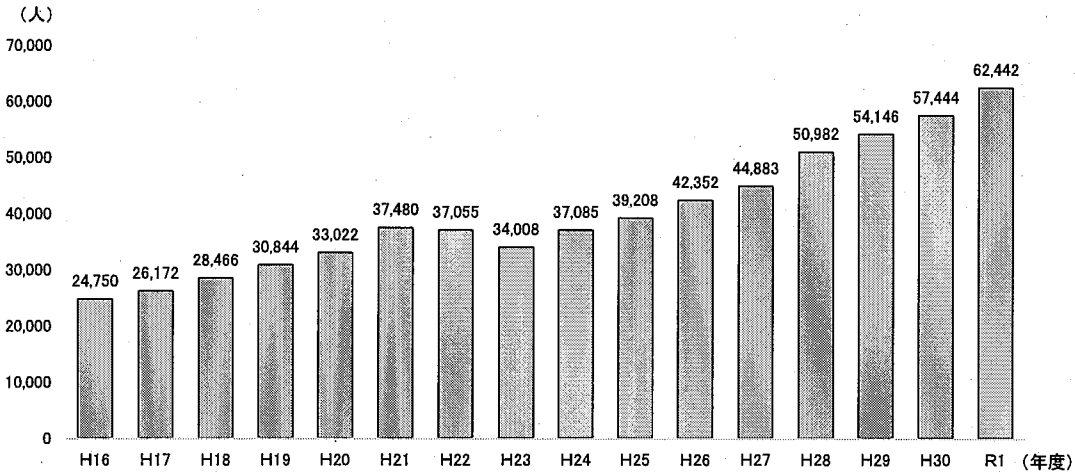
① 令和元年度小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として、平成30年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の就学指定先等



令和元年度小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として、平成30年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数は62,442人。そのうち10,887人が学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された。

※「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。

(参考) 小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数の推移



※平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

(参考) 平成26年度以降の状況

年度	公立特別支援学校への就学を指定		公立小学校への就学を指定	
	人数	割合	人数	割合
平成26年度	6,341	(73.3%)	2,274	(26.3%)
平成27年度	6,646	(65.8%)	3,420	(33.8%)
平成28年度	6,704	(68.2%)	3,079	(31.3%)
平成29年度	7,192	(70.0%)	3,055	(29.7%)
平成30年度	7,429	(72.1%)	2,817	(27.3%)
令和元年度	8,003	(73.5%)	2,835	(26.0%)

※( )内は、市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された人数に占める割合。

② 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数

ア 学級種別在籍者数

(令和元年5月1日現在)

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
小学校	15,858 人 (92.2%)	1,344 人 (7.8%)	227 人 (1.3%)	17,202 人
中学校	4,914 (87.2%)	724 (12.8%)	76 (1.3%)	5,638

※( )内は学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校17,202人、中学校5,638人)に占める割合。

イ 障害種別在籍者数

(令和元年5月1日現在)

小学校	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	155 人 (0.9%)	90 人 (0.5%)	22 人 (0.1%)	245 人 (1.4%)
聴覚障害	300 (1.7%)	256 (1.5%)	177 (1.0%)	556 (3.2%)
知的障害	12,756 (74.2%)	547 (3.2%)		13,303 (77.3%)
肢体不自由	957 (5.6%)	276 (1.6%)	24 (0.1%)	1,233 (7.2%)
病弱	666 (3.9%)	149 (0.9%)	1 (0.0%)	815 (4.7%)
重複障害	1,024 (6.0%)	26 (0.2%)	3 (0.0%)	1,050 (6.1%)

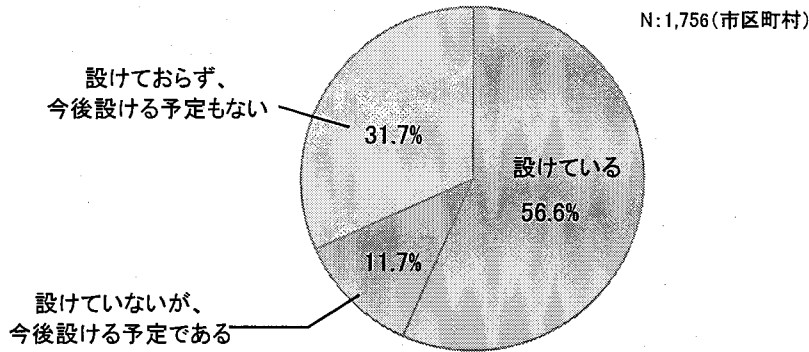
中学校	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	49 人 (0.9%)	52 人 (0.9%)	4 人 (0.1%)	101 人 (1.8%)
聴覚障害	99 (1.8%)	116 (2.1%)	56 (1.0%)	215 (3.8%)
知的障害	4,013 (71.2%)	277 (4.9%)		4,290 (76.1%)
肢体不自由	265 (4.7%)	145 (2.6%)	12 (0.2%)	410 (7.3%)
病弱	227 (4.0%)	121 (2.1%)	2 (0.0%)	348 (6.2%)
重複障害	261 (4.6%)	13 (0.2%)	2 (0.0%)	274 (4.9%)

※複数の障害を有する者については、重複障害として計上。なお、本調査における重複障害とは、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害を併せ有する者とする。

※( )内は学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校17,202人、中学校5,638人)に占める割合。

(2)教育と福祉の連携に関する調査

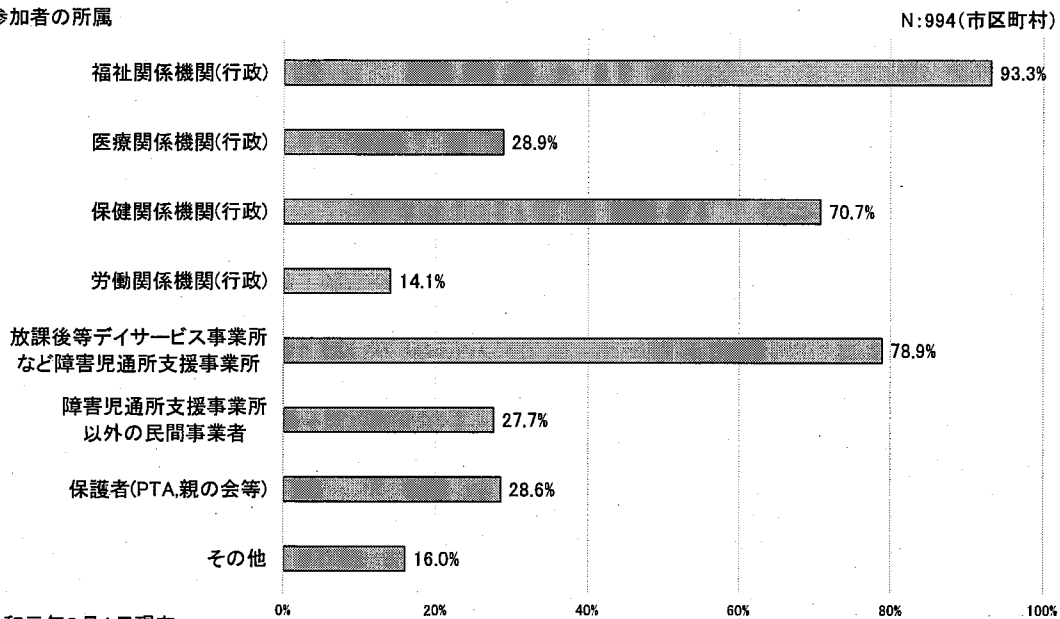
① 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置状況  
ア 設置状況



※令和元年9月1日現在。

※圏内における共同設置等市区町村単独の開催でないもの及び教育委員会以外の関係機関(行政)主催のものを含む。

イ 参加者の所属



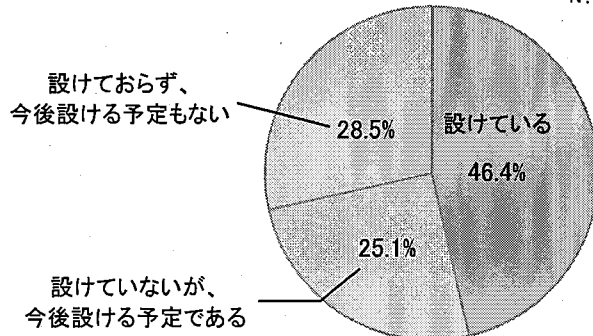
※令和元年9月1日現在。

※複数回答可。

※1,756市区町村のうち、教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」(圏内における共同設置等市区町村単独の開催でないもの及び教育委員会以外の関係機関(行政)主催のものを含む。)を設けていると回答した994市区町村の回答。

② 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度について周知する機会の提供状況

N:1,756(市区町村)



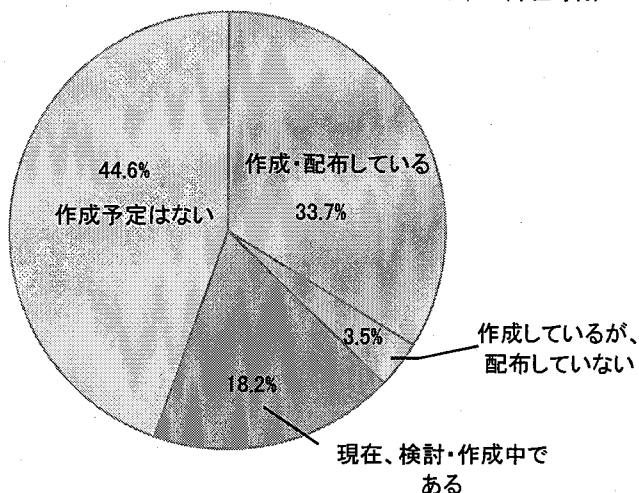
※令和元年9月1日現在。

※小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等の主項目でなくとも、福祉部局や障害児通所支援事業所等が障害のある子供に係る福祉制度や関連事業について説明する時間を設けているものを含む。

③ 障害のある子供に関する就学先決定を含む教育支援及び放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する情報や相談窓口が分かる保護者向けハンドブックの作成状況

ア 作成状況

N:1,756(市区町村)

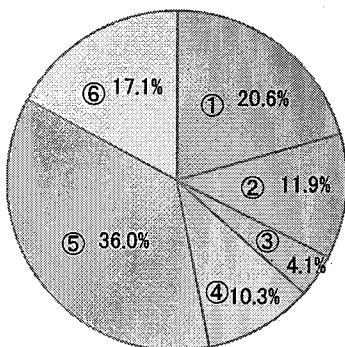


※令和元年9月1日現在

※本調査では、就学などの教育支援に関する内容と放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する内容が一つにまとまっている保護者向けハンドブックを調査対象とした。

イ 保護者向けハンドブックの作成予定がない理由の内訳

N:783(市区町村)



- ① 就学等教育支援、福祉制度、それぞれ別のハンドブックを作成し、配布しているため内容が一つにまとまったハンドブックを作成する必要はない
- ② HPやWEB上で、就学等教育支援、福祉制度それぞれの情報が閲覧できるため、内容が一つにまとまったハンドブックを作成する必要はない
- ③ HPなどWEB上で、就学等教育支援及び福祉制度に関する情報や相談窓口について、まとめて閲覧できるようにしている
- ④ 都道府県で作成しているハンドブックを活用し、就学等教育支援及び福祉制度に関する情報について、まとめて閲覧できるようになっている
- ⑤ 作成は必要であるが、予算的、人的要因により作成予定はない
- ⑥ その他

※令和元年9月1日現在

※1,756市区町村のうち、保護者向けハンドブックの作成予定はないと回答した783市区町村の回答。

※①及び②は、教育支援、福祉制度の各情報について、個別にまとめられており、それぞれで情報を探す必要がある状況のもの。

※③は、教育支援、福祉制度の内容がまとめて記載されている、あるいは、リンクがあるなど容易に双方の情報を入手できる状況のもの。

※④は、市区町村の情報も含めたハンドブックを都道府県が作成している場合。

## 令和元年度 通級による指導実施状況調査結果について

## 1 調査時点

令和元年5月1日現在

## 2 調査対象

国公立小学校、中学校及び高等学校

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※高等学校に通信制課程を含める。

## 3 調査項目

通級による指導を受けている児童生徒数

## 4 調査結果の主な概要

国公立の小・中・高等学校において、通級による指導を受けている児童生徒数は134,185名(前年度123,095)であり、11,090名増加している。障害種別では、言語障害で937名、自閉症で1,460名、情緒障害で3,083名、学習障害で2,096名、注意欠陥多動性障害(ADHD)で3,409名の増となっている。

## 5 調査結果

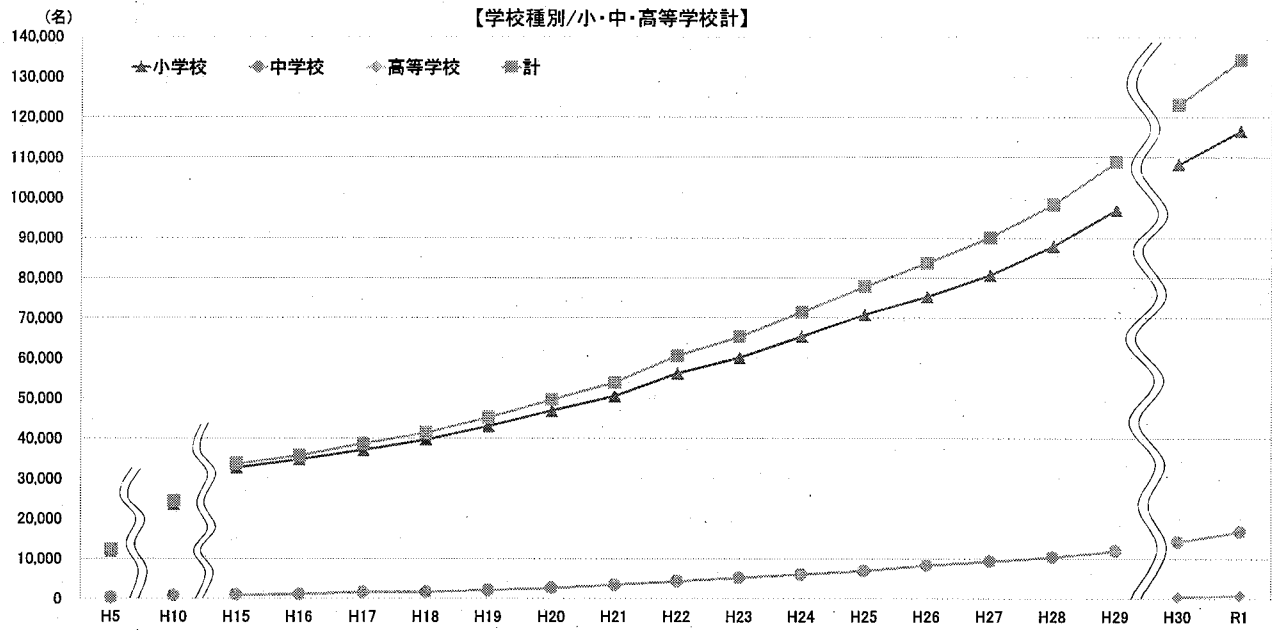
## (1) 通級による指導を受けている児童生徒数

(単位：名)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥多動性障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱
小学校	国立	82	36	10	8	-	2	22	4	-	-
	公立	116,518	39,062	21,216	15,950	191	1,770	17,607	20,616	82	24
	私立	33	8	11	2	-	3	3	6	-	-
	計	116,633	39,106	21,237	15,960	191	1,775	17,632	20,626	82	24
中学校	国立	10	-	3	2	1	2	-	2	-	-
	公立	16,711	555	4,035	3,082	24	414	4,623	3,929	35	14
	私立	44	1	13	7	2	7	8	2	3	1
	計	16,765	556	4,051	3,091	27	423	4,631	3,933	38	15
高等学校	国立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公立	732	29	337	103	-	2	115	143	1	2
	私立	55	-	10	1	4	7	11	7	3	12
	計	787	29	347	104	4	9	126	150	4	14
計	国立	92	36	13	10	1	4	22	6	-	-
	公立	133,961	39,646	25,588	19,135	215	2,186	22,345	24,688	118	40
	私立	132	9	34	10	6	17	22	15	6	13
	計	134,185	39,691	25,635	19,155	222	2,207	22,389	24,709	124	53

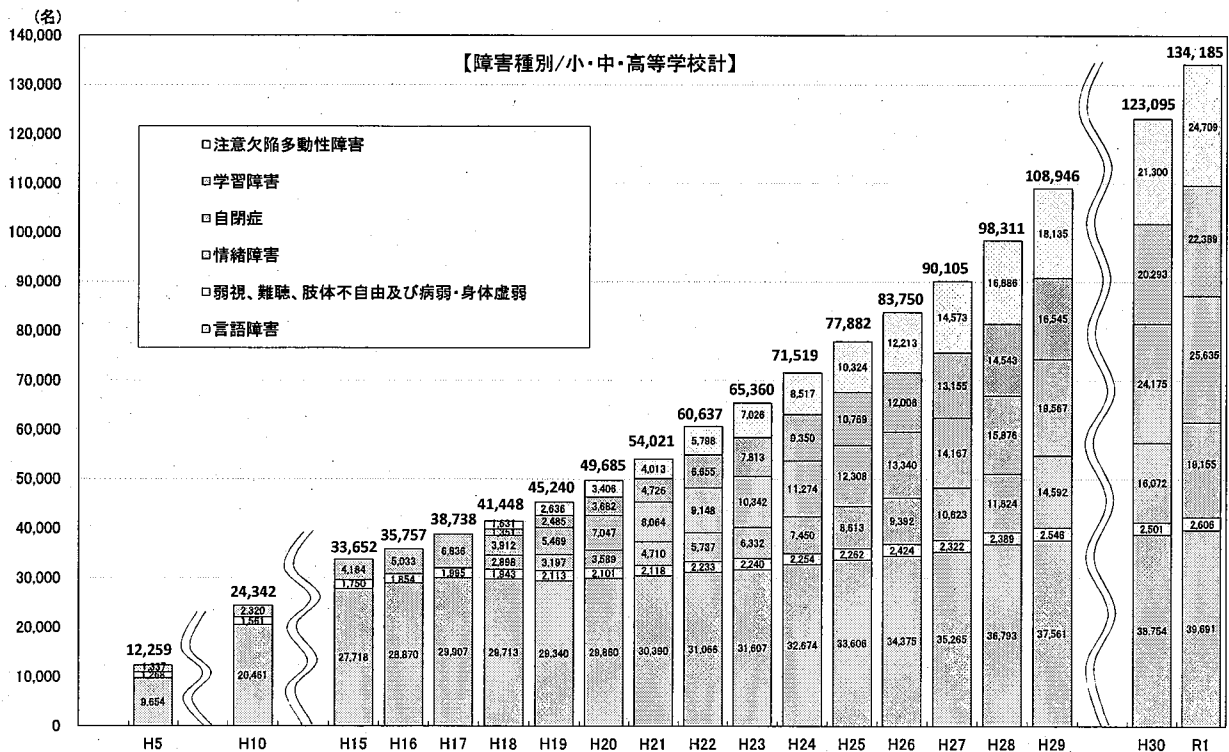
※障害種を分けずに通級による指導を実施している場合は、学校が主障害と判断した障害種に計上。

(2) 通級による指導を受けている児童生徒数の推移



	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765
高等学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	508	787
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185

※各年度5月1日現在。  
 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。  
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。  
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。



※各年度5月1日現在。  
 ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。  
 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。  
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。  
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。



(3) 公立のみ・都道府県別 通級による指導を受けている児童生徒数

①小学校

(令和元年5月1日 現在)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱
01	北海道	5,512	2,947	456	685	11	54	680	675	1	3
02	青森県	670	297	50	13	-	3	137	170	-	-
03	岩手県	1,401	1,143	34	5	1	8	155	55	-	-
04	宮城県	2,953	1,272	237	55	-	7	955	427	-	-
05	秋田県	559	168	116	27	-	10	149	85	1	3
06	山形県	1,797	1,305	52	13	-	7	224	195	1	-
07	福島県	1,225	397	256	28	-	3	171	370	-	-
08	茨城県	1,466	408	28	366	7	32	417	208	-	-
09	栃木県	2,297	1,228	343	81	-	21	293	324	3	4
10	群馬県	3,182	1,701	289	435	-	39	285	433	-	-
11	埼玉県	3,761	1,840	355	782	-	135	156	493	-	-
12	千葉県	5,826	4,453	88	229	39	159	343	457	54	4
13	東京都	22,902	2,983	5,984	7,800	78	305	1,410	4,342	-	-
14	神奈川県	6,261	3,099	981	993	8	227	147	806	-	-
15	新潟県	2,471	1,248	346	63	-	97	189	528	-	-
16	富山県	2,064	186	295	87	-	1	1,264	230	1	-
17	石川県	1,133	346	209	23	5	34	373	141	1	1
18	福井県	601	66	114	71	2	8	200	137	2	1
19	山梨県	871	467	132	45	-	8	115	104	-	-
20	長野県	1,302	627	154	41	3	18	301	158	-	-
21	岐阜県	3,922	1,096	1,206	85	-	23	353	1,158	-	1
22	静岡県	2,612	1,113	739	5	-	42	309	396	8	-
23	愛知県	5,586	721	825	1,254	-	119	1,066	1,601	-	-
24	三重県	878	411	48	171	-	11	142	95	-	-
25	滋賀県	1,353	211	357	42	1	2	523	216	1	-
26	京都府	3,958	1,597	1,110	73	16	34	628	497	2	1
27	大阪府	4,341	664	783	449	2	51	1,646	744	-	2
28	兵庫県	2,374	294	578	141	1	77	701	581	1	-
29	奈良県	779	262	170	59	-	11	211	66	-	-
30	和歌山県	785	169	180	18	-	22	268	128	-	-
31	鳥取県	519	104	97	19	-	2	169	128	-	-
32	島根県	765	262	118	95	-	14	98	176	1	1
33	岡山県	2,083	720	1,118	87	-	10	52	96	-	-
34	広島県	2,175	714	714	121	5	6	149	464	2	-
35	山口県	2,069	792	383	147	3	3	387	350	1	3
36	徳島県	574	92	63	26	1	8	257	127	-	-
37	香川県	380	19	109	7	-	7	96	142	-	-
38	愛媛県	1,568	478	231	52	-	6	531	270	-	-
39	高知県	164	82	-	-	-	-	44	38	-	-
40	福岡県	3,169	678	795	440	7	47	468	733	1	-
41	佐賀県	983	262	229	8	-	5	204	274	1	-
42	長崎県	2,054	412	210	139	-	30	338	925	-	-
43	熊本県	1,209	275	141	123	-	9	278	383	-	-
44	大分県	414	76	51	21	-	12	149	105	-	-
45	宮崎県	1,072	367	135	177	1	17	155	220	-	-
46	鹿児島県	1,259	645	134	264	-	23	89	104	-	-
47	沖縄県	1,219	365	173	85	-	3	332	261	-	-
合計		116,518	39,062	21,216	15,950	181	1,770	17,607	20,616	82	24

平成30年度	108,185	38,227	20,395	13,309	183	1,716	16,123	18,111	97	24
--------	---------	--------	--------	--------	-----	-------	--------	--------	----	----

(3)公立のみ・都道府県別 通級による指導を受けている児童生徒数

②中学校

(令和元年5月1日 現在)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱
01	北海道	491	99	41	98	4	20	67	162	-	-
02	青森県	115	5	11	1	-	-	57	40	1	-
03	岩手県	73	-	11	-	-	3	49	10	-	-
04	宮城県	241	1	28	10	-	1	163	38	-	-
05	秋田県	92	2	19	7	-	-	47	17	-	-
06	山形県	133	-	14	16	-	-	57	45	1	-
07	福島県	171	6	32	1	-	1	43	88	-	-
08	茨城県	148	-	5	43	1	7	79	13	-	-
09	栃木県	176	1	46	49	-	2	51	26	1	-
10	群馬県	289	1	47	84	-	15	55	86	1	-
11	埼玉県	443	13	84	191	-	18	52	85	-	-
12	千葉県	385	5	13	99	6	38	86	108	26	4
13	東京都	3,474	-	1,090	1,171	5	99	358	751	-	-
14	神奈川県	914	82	120	319	4	61	62	266	-	-
15	新潟県	272	-	88	23	-	30	65	66	-	-
16	富山県	304	4	31	1	-	-	247	21	-	-
17	石川県	114	19	16	3	-	3	59	13	-	1
18	福井県	176	4	38	26	-	-	80	27	-	1
19	山梨県	115	8	23	36	-	5	32	11	-	-
20	長野県	132	1	44	5	-	3	60	19	-	-
21	岐阜県	429	4	153	3	-	-	155	113	-	1
22	静岡県	288	-	145	1	-	12	51	77	2	-
23	愛知県	860	5	190	254	-	41	164	206	-	-
24	三重県	87	12	19	29	-	1	15	11	-	-
25	滋賀県	282	11	141	16	-	-	60	53	-	1
26	京都府	853	86	267	20	-	4	324	150	1	1
27	大阪府	811	33	221	113	-	20	269	154	-	1
28	兵庫県	884	2	241	73	-	8	345	215	-	-
29	奈良県	80	2	27	1	-	1	36	13	-	-
30	和歌山県	73	2	15	1	-	-	45	10	-	-
31	鳥取県	109	4	29	4	-	-	40	32	-	-
32	島根県	335	36	76	51	1	1	92	76	1	1
33	岡山県	108	-	93	4	-	-	5	6	-	-
34	広島県	170	1	96	3	-	-	15	55	-	-
35	山口県	407	13	94	47	1	1	168	82	1	-
36	徳島県	27	-	-	1	-	-	24	1	-	1
37	香川県	40	-	8	2	-	-	11	19	-	-
38	愛媛県	397	5	49	15	-	1	260	67	-	-
39	高知県	28	-	-	-	-	-	11	17	-	-
40	福岡県	701	80	170	106	2	1	165	176	-	1
41	佐賀県	209	-	56	4	-	-	98	50	-	1
42	長崎県	395	3	19	16	-	-	106	251	-	-
43	熊本県	238	-	25	47	-	4	102	60	-	-
44	大分県	77	1	5	5	-	5	49	12	-	-
45	宮崎県	155	3	29	42	-	6	45	30	-	-
46	鹿児島県	45	-	10	2	-	2	21	10	-	-
47	沖縄県	365	1	56	39	-	-	178	91	-	-
合計		16,711	555	4,035	3,082	24	414	4,623	3,929	35	14

平成30年度	14,209	476	3,507	2,660	23	382	4,052	3,076	30	3
--------	--------	-----	-------	-------	----	-----	-------	-------	----	---

(3) 公立のみ・都道府県別 通級による指導を受けている児童生徒数

③高等学校

(令和元年5月1日 現在)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱
01	北海道	14	-	4	-	-	-	2	7	1	-
02	青森県	19	-	12	4	-	-	1	2	-	-
03	岩手県	8	-	3	-	-	-	1	4	-	-
04	宮城県	10	-	7	2	-	-	-	1	-	-
05	秋田県	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-
06	山形県	2	-	1	-	-	-	-	1	-	-
07	福島県	4	-	1	-	-	-	2	1	-	-
08	茨城県	15	-	11	2	-	-	2	-	-	-
09	栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	群馬県	20	-	10	2	-	-	4	4	-	-
11	埼玉県	10	-	6	-	-	-	2	2	-	-
12	千葉県	9	-	3	1	-	-	-	5	-	-
13	東京都	40	-	12	1	-	-	20	7	-	-
14	神奈川県	11	-	4	-	-	-	4	2	-	1
15	新潟県	40	-	25	7	-	-	2	6	-	-
16	富山県	18	-	10	6	-	-	1	-	-	1
17	石川県	15	-	14	-	-	-	1	-	-	-
18	福井県	33	-	25	5	-	-	2	1	-	-
19	山梨県	10	-	3	5	-	2	-	-	-	-
20	長野県	8	-	6	-	-	-	2	-	-	-
21	岐阜県	24	1	15	3	-	-	3	2	-	-
22	静岡県	42	23	12	-	-	-	-	7	-	-
23	愛知県	4	-	1	1	-	-	2	-	-	-
24	三重県	13	-	5	2	-	-	3	3	-	-
25	滋賀県	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
26	京都府	11	-	9	-	-	-	1	1	-	-
27	大阪府	9	-	6	2	-	-	-	1	-	-
28	兵庫県	54	-	26	-	-	-	18	10	-	-
29	奈良県	6	-	5	-	-	-	-	1	-	-
30	和歌山県	4	-	3	-	-	-	1	-	-	-
31	鳥取県	5	-	3	-	-	-	-	2	-	-
32	島根県	17	-	10	-	-	-	4	3	-	-
33	岡山県	26	-	9	9	-	-	4	4	-	-
34	広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	山口県	2	-	1	-	-	-	-	1	-	-
36	徳島県	12	1	6	1	-	-	-	4	-	-
37	香川県	3	-	1	1	-	-	-	1	-	-
38	愛媛県	15	3	3	5	-	-	-	4	-	-
39	高知県	16	-	-	-	-	-	-	16	-	-
40	福岡県	43	-	1	24	-	-	4	14	-	-
41	佐賀県	14	-	9	2	-	-	1	2	-	-
42	長崎県	32	-	10	4	-	-	7	11	-	-
43	熊本県	24	-	11	3	-	-	4	6	-	-
44	大分県	27	1	21	2	-	-	-	3	-	-
45	宮崎県	14	-	4	7	-	-	1	2	-	-
46	鹿児島県	5	-	2	-	-	-	1	2	-	-
47	沖縄県	20	-	3	2	-	-	15	-	-	-
合計		732	29	337	103	-	2	115	143	1	2

平成30年度	431	2	211	75	1	3	72	64	1	2
--------	-----	---	-----	----	---	---	----	----	---	---

(3) 公立のみ・都道府県別 通級による指導を受けている児童生徒数

④小・中・高等学校計

(令和元年5月1日 現在)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱
01	北海道	6,017	3,046	501	783	15	74	749	844	2	3
02	青森県	804	302	73	18	-	3	195	212	1	-
03	岩手県	1,482	1,143	48	5	1	11	205	69	-	-
04	宮城県	3,204	1,273	272	67	-	8	1,118	466	-	-
05	秋田県	654	170	138	34	-	10	196	102	1	3
06	山形県	1,932	1,305	67	29	-	7	281	241	2	-
07	福島県	1,400	403	289	29	-	4	216	459	-	-
08	茨城県	1,629	408	44	411	8	39	498	221	-	-
09	栃木県	2,473	1,229	389	130	-	23	344	350	4	4
10	群馬県	3,491	1,702	346	521	-	54	344	523	1	-
11	埼玉県	4,214	1,853	445	973	-	153	210	580	-	-
12	千葉県	6,220	4,458	104	329	45	197	429	570	80	8
13	東京都	26,416	2,983	7,086	8,972	83	404	1,788	5,100	-	-
14	神奈川県	7,186	3,181	1,105	1,312	12	288	213	1,074	-	1
15	新潟県	2,783	1,248	459	93	-	127	256	600	-	-
16	富山県	2,386	190	336	94	-	1	1,512	251	1	1
17	石川県	1,262	365	239	26	5	37	433	154	1	2
18	福井県	810	70	177	102	2	8	282	165	2	2
19	山梨県	996	475	158	86	-	15	147	115	-	-
20	長野県	1,442	628	204	46	3	21	363	177	-	-
21	岐阜県	4,375	1,101	1,374	91	-	23	511	1,273	-	2
22	静岡県	2,942	1,136	896	6	-	54	360	480	10	-
23	愛知県	6,450	726	1,016	1,509	-	160	1,232	1,807	-	-
24	三重県	978	423	72	202	-	12	160	109	-	-
25	滋賀県	1,636	222	499	58	1	2	583	269	1	1
26	京都府	4,822	1,683	1,386	93	16	38	953	648	3	2
27	大阪府	5,161	697	1,010	564	2	71	1,915	899	-	3
28	兵庫県	3,312	296	845	214	1	85	1,064	806	1	-
29	奈良県	865	264	202	60	-	12	247	80	-	-
30	和歌山県	862	171	198	19	-	22	314	138	-	-
31	鳥取県	633	108	129	23	-	2	209	162	-	-
32	島根県	1,117	298	204	146	1	15	194	255	2	2
33	岡山県	2,217	720	1,220	100	-	10	61	106	-	-
34	広島県	2,345	715	810	124	5	6	164	519	2	-
35	山口県	2,478	805	478	194	4	4	555	433	2	3
36	徳島県	613	93	69	28	1	8	281	132	-	1
37	香川県	423	19	118	10	-	7	107	162	-	-
38	愛媛県	1,980	486	283	72	-	7	791	341	-	-
39	高知県	208	82	-	-	-	-	55	71	-	-
40	福岡県	3,913	758	966	570	9	48	637	923	1	1
41	佐賀県	1,206	262	294	14	-	5	303	326	1	1
42	長崎県	2,481	415	239	159	-	30	451	1,187	-	-
43	熊本県	1,471	275	177	173	-	13	384	449	-	-
44	大分県	518	78	77	28	-	17	198	120	-	-
45	宮崎県	1,241	370	168	226	1	23	201	252	-	-
46	鹿児島県	1,309	645	146	266	-	25	111	116	-	-
47	沖縄県	1,604	366	232	126	-	3	525	352	-	-
	合計	133,961	39,646	25,588	19,135	215	2,186	22,345	24,688	118	40

平成30年度	122,825	38,705	24,113	16,044	207	2,101	20,247	21,251	128	29
--------	---------	--------	--------	--------	-----	-------	--------	--------	-----	----

1. 調査の目的

学校等において、日常的に長期にわたり継続的に実施されている医療的ケア（喀痰吸引（口腔、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻胃管）、導尿、インスリン注射、その他医行為）の実態を把握するものである。

2. 調査対象

全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（専攻科は除く。）

※幼稚園型認定こども園は幼稚園に、義務教育学校前期課程は小学校に、義務教育学校後期課程と中等教育学校前期課程は中学校に、中等教育学校後期課程は高等学校を含む。

※令和元年度より、国公立大学法人、学校法人及び株式会社が設置する上記学校も調査対象に含める。

3. 調査時点

令和元年11月1日

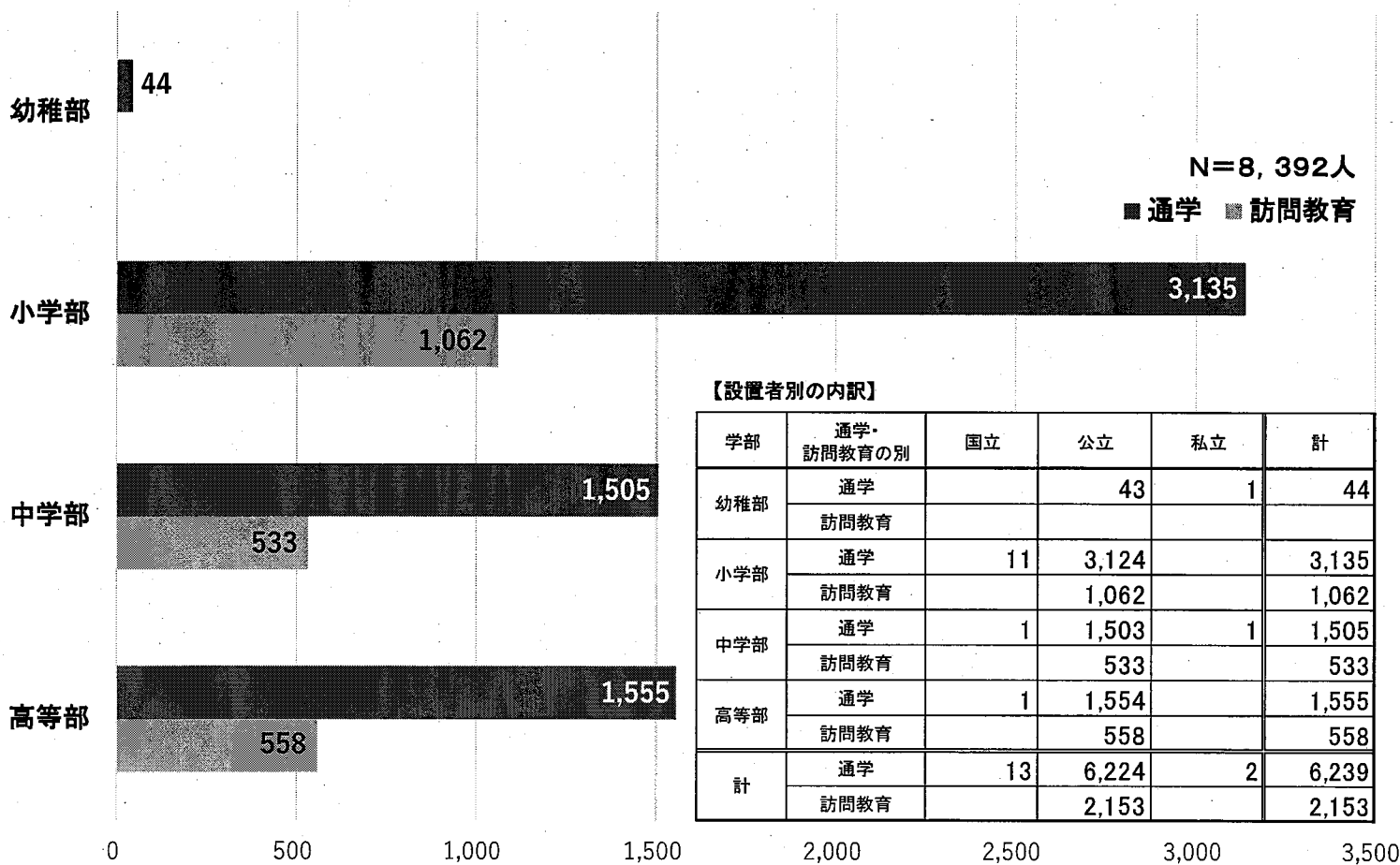
4. 調査結果

- (1) 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数（学部別）
- (2) 特別支援学校に在籍する医療的ケア児等の推移
- (3) 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数（医療的ケア項目別）
- (4) 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数（学校の種類別）
- (5) 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児等の推移
- (6) 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数（医療的ケア項目別）
- (7) 特別支援学校、幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の通学方法

5. 調査結果の概要

- (1) 特別支援学校、幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の数は、9,845人である。
- (2) 学校で医療的ケアに対応する看護師の数は、3,552人である。
- (3) 医療的ケア項目別に幼児児童生徒数（上位）を比較すると、特別支援学校には呼吸機能障害を持つ医療的ケア児が多く通っていることが分かる。
- (4) 自家用車で登校する医療的ケア児が最も多く、その割合は全体の約55.8%である。

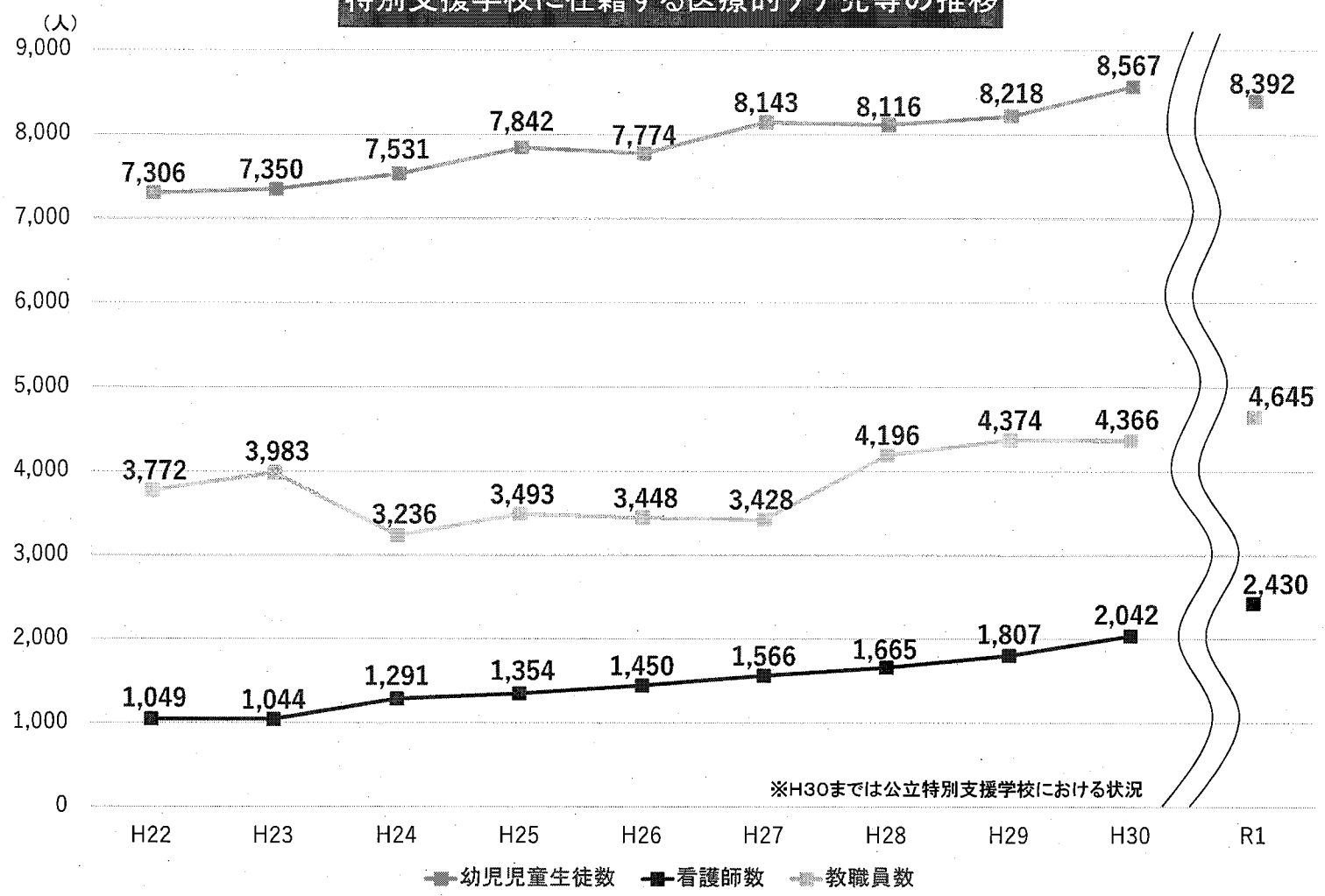
特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数(学部別)



【設置者別の内訳】

学部	通学・訪問教育の別	国立	公立	私立	計
幼稚園部	通学		43	1	44
	訪問教育				
小学部	通学	11	3,124		3,135
	訪問教育		1,062		1,062
中学部	通学	1	1,503	1	1,505
	訪問教育		533		533
高等部	通学	1	1,554		1,555
	訪問教育		558		558
計	通学	13	6,224	2	6,239
	訪問教育		2,153		2,153

## 特別支援学校に在籍する医療的ケア児等の推移



## 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数(医療的ケア項目別)

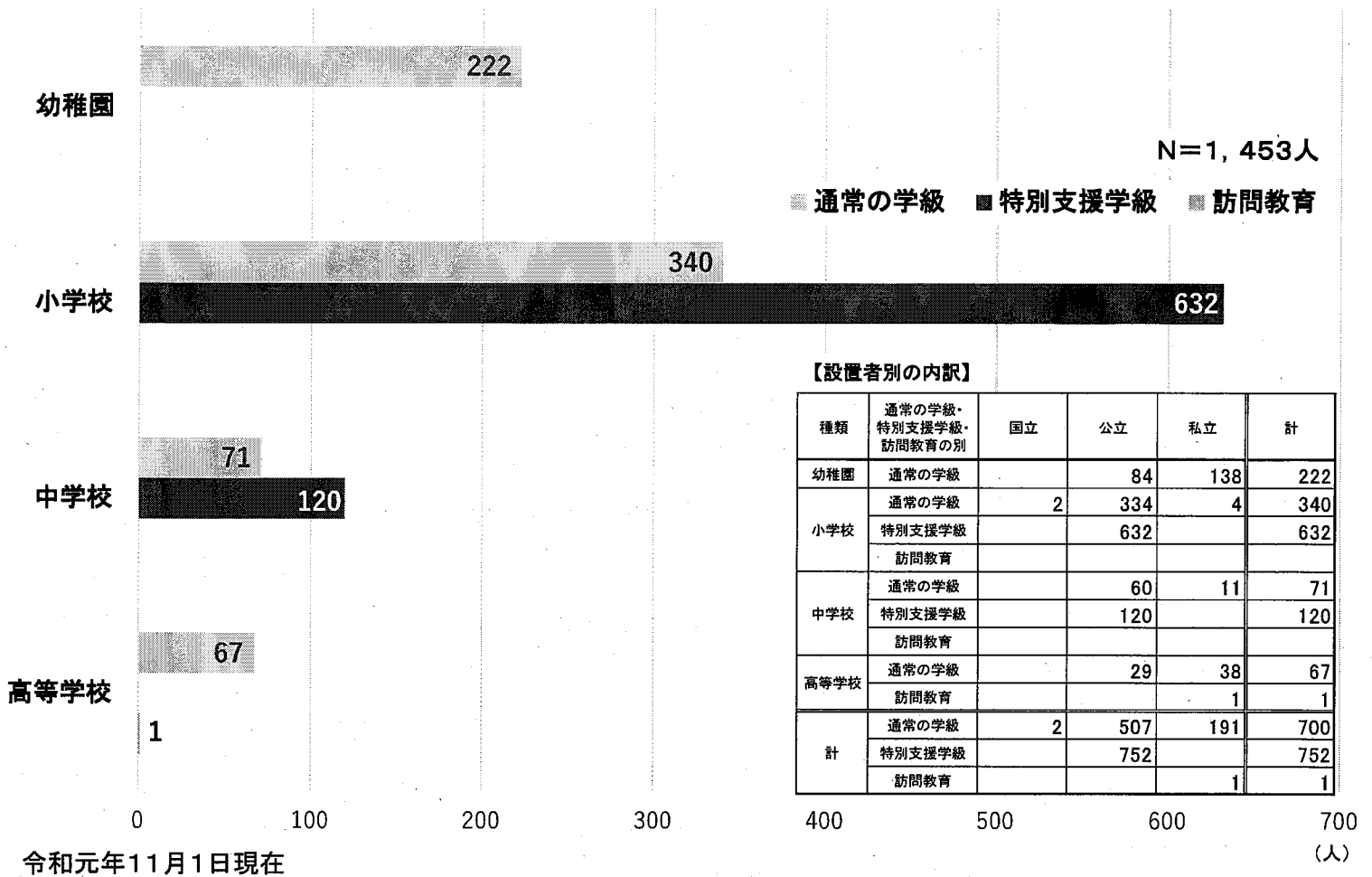
医療的ケア項目	喀痰吸引(口腔内)		喀痰吸引(鼻腔内)		喀痰吸引(気管カニューレ内部)		喀痰吸引(その他)		吸入・ネブライザー		在宅酸素療法		パルスオキシメーター		気管切開部の管理		人口呼吸器の管理		排痰補助装置の使用	
	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問
国立	3				3						1		1		5					
公立	3,507	1,532	3,267	1,327	1,750	1,354	400	160	1,287	750	960	754	2,381	1,311	1,760	1,301	475	1,027	150	225
私立					1					1					1					
計	3,510	1,532	3,267	1,327	1,754	1,354	400	160	1,288	750	961	754	2,382	1,311	1,766	1,301	475	1,027	150	225
	5,042		4,594		3,108		560		2,038		1,715		3,693		3,067		1,502		375	

医療的ケア項目	経管栄養(胃ろう)		経管栄養(腸ろう)		経管栄養(経鼻)		経管栄養(その他)		中心静脈栄養		導尿		人工肛門の管理		血糖値測定・インスリン注射		その他	
	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問	通学	教訪問
国立	1										7		1					
公立	3,337	1,317	68	60	1,002	518	22	11	41	53	455	214	52	38	93	21	701	149
私立					1						1							
計	3,338	1,317	68	60	1,003	518	22	11	41	53	463	214	53	38	93	21	701	149
	4,655		128		1,521		33		94		677		91		114		850	

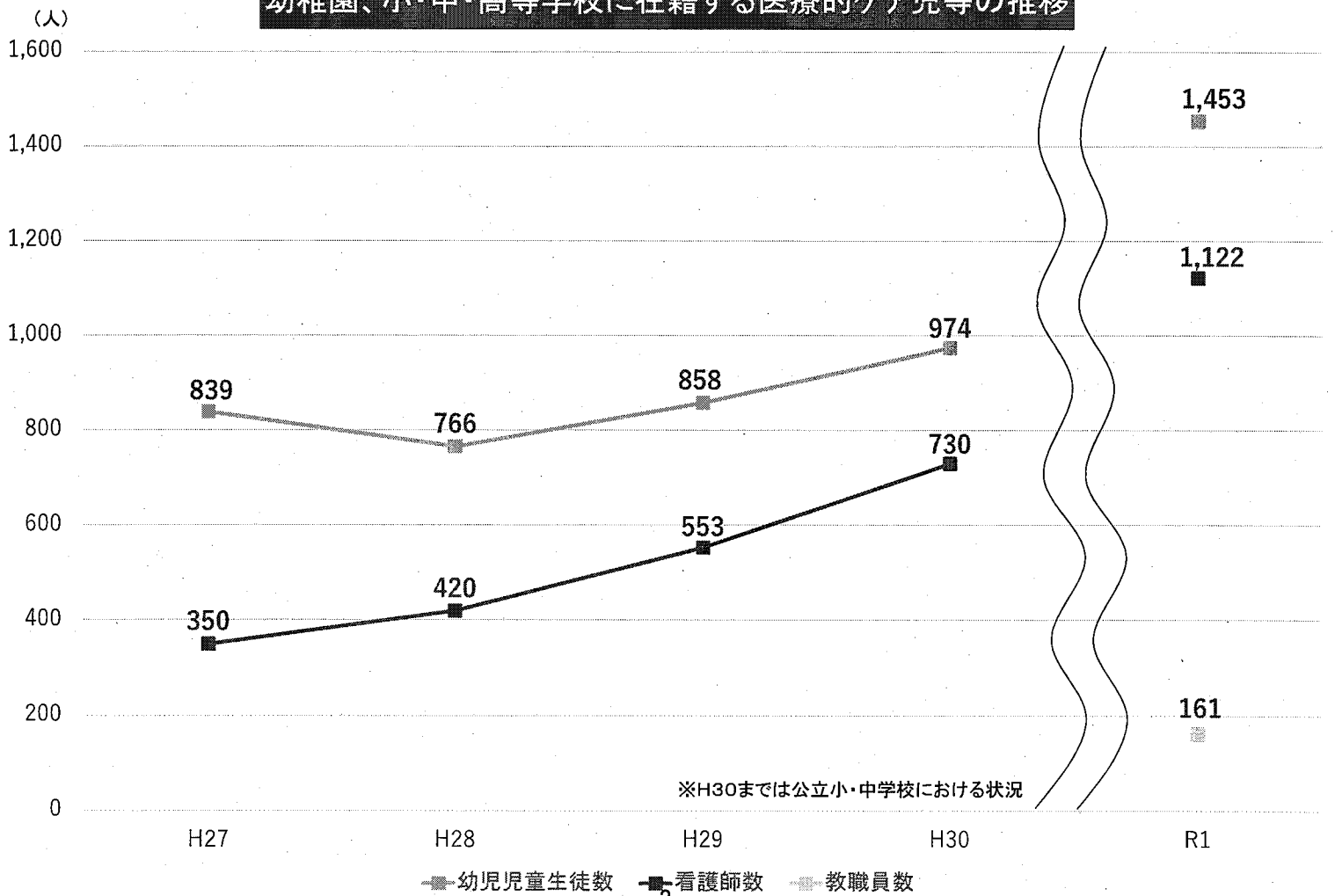
### 【参考】特別支援学校に在籍する医療的ケア児の傾向

- 昨年度同様、①喀痰吸引(口腔内)、②経管栄養(胃ろう)を必要とする医療的ケア児が多かった。  
 (昨年度)⇒①口腔・鼻腔内吸引(咽頭より手前) (通学: 3, 257人、訪問教育: 1, 170人)  
 ②経管栄養(胃ろう) (通学: 3, 173人、訪問教育: 1, 237人)
- 「通学する医療的ケア児」より「訪問教育を受けている医療的ケア児」の数の方が多い医療的ケア項目は、①人工呼吸器の管理、②排痰補助装置の使用、③中心静脈栄養の順であった。  
 (昨年度)⇒①人工呼吸器の管理 (通学: 498人、訪問教育: 934人)  
 ②喀痰吸引(気管カニューレ内部) (通学: 532人、訪問教育: 618人)

# 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数(学校の種類別)



# 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児等の推移



# 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数(医療的ケア項目別)

医療的ケア項目	喀痰吸引(口腔内)			喀痰吸引(鼻腔内)			喀痰吸引(気管カニューレ内部)			喀痰吸引(その他)			吸入・ネブライザー			在宅酸素療法			パルスオキシメーター			気管切開部の管理			人工呼吸器の管理			排痰補助装置の使用		
	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育			
国立																														
公立	19	121		16	110		94	192		5	21		14	53		30	103		26	157		31	111		20	63		4	26	
私立	8			4			18			1			25		10			11		8				6			3			
計	27	121		20	110		112	192		6	21		39	53		40	103		37	157		39	111		26	63		7	26	
		148			130			304			27			92			143			194			150			89			33	

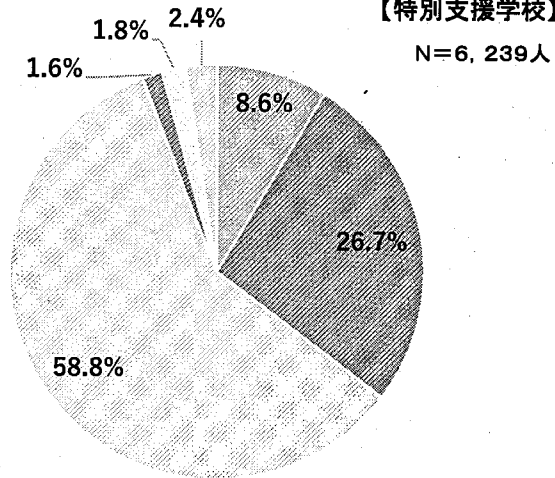
医療的ケア項目	経管栄養(胃ろう)			経管栄養(腸ろう)			経管栄養(経鼻)			経管栄養(その他)			中心静脈栄養			導尿			人工肛門の管理			血糖値測定・インスリン注射			その他		
	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	通常の学級	特別支援学級	訪問教育
国立																											
公立	43	177		3	8		16	57			2		7	15		147	221		21	22		138	35		25	46	
私立	9		1				4						3			29			9			71			14		
計	52	177	1	3	8		20	57			2		10	15		176	221		30	22		211	35		39	46	
		230			11			77			2			25			397			52			246			85	

## 【参考】幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の傾向

- 昨年度同様、①導尿、②喀痰吸引(気管カニューレ内部)を必要とする医療的ケア児が多かった。  
(昨年度) ⇒ ①導尿(公立幼稚園、小・中・高等学校: 340人)  
②喀痰吸引(気管カニューレ内部)(公立幼稚園、小・中・高等学校: 230人)
- いずれの医療的ケア項目も、「通常の学級」より「特別支援学級」に在籍する幼児児童生徒の方が多かった。

## 特別支援学校、幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の通学方法

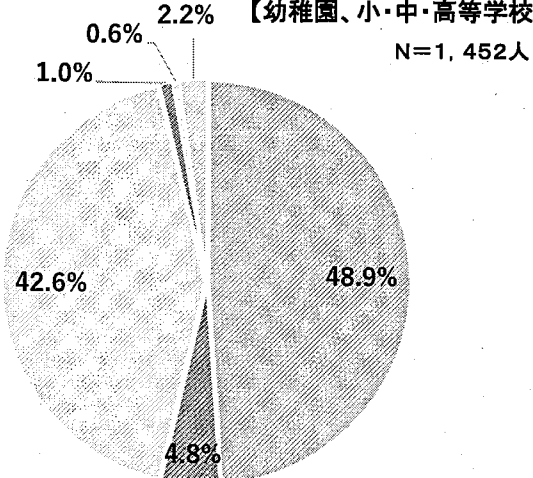
【特別支援学校】



- ※ 徒歩・公共交通(538人)
- ※ スクールバス(1,668人)
- ※ 自家用車(3,670人)
- ※ 福祉タクシー(学校の設置者等が用意したもの)(97人)
- ※ 福祉タクシー(保護者が用意したもの)(115人)
- ※ その他(151人)

	徒歩・公共交通	スクールバス	自家用車	福祉タクシー		その他	計
				学校の設置者又は学校が用意したもの	保護者が用意したもの		
国立			13				13
公立	537	1,668	3,656	97	115	151	6,224
私立	1		1				2
計	538	1,668	3,670	97	115	151	6,239

【幼稚園、小・中・高等学校】



- ※ 徒歩・公共交通(710人)
- ※ スクールバス(69人)
- ※ 自家用車(618人)
- ※ 福祉タクシー(学校の設置者等が用意したもの)(15人)
- ※ 福祉タクシー(保護者が用意したもの)(8人)
- ※ その他(32人)

	徒歩・公共交通	スクールバス	自家用車	福祉タクシー		その他	計
				学校の設置者又は学校が用意したもの	保護者が用意したもの		
国立	2						2
公立	626	19	560	15	7	32	1,259
私立	82	50	58		1		191
計	710	69	618	15	8	32	1,452





国立・公立(都道府県別)・私立・株式会社	幼児児童生徒の数				看護師の数				看護師以外の実施者の数				通学(園)方法									
	学部別			通学・訪問教育の別	直接雇用		外部委託(委託先別)			養護教諭	認定特定行為業務従事者	保護者	徒歩・公共交通	スクールバス	自家用車	福祉タクシー		その他				
	幼稚園	小学部	中学部		高等部	通学	常勤	非常勤	医療機関							訪問看護ST	看護協会		障害児入所施設	その他	が用意したものの	保護者が用意したもの
30	和歌山県	9	1	31	24	19	58	17	0	16	0	0	0	0	84	0	15	15	27	1	0	0
31	鳥取県	4	0	34	23	34	77	14	4	22	0	2	0	0	0	0	7	21	42	1	0	6
32	高知県	5	0	39	10	13	44	18	13	1	0	0	0	0	8	0	5	3	21	0	15	0
33	岡山県	10	0	90	32	38	129	31	0	55	0	0	0	0	116	0	5	12	89	0	9	14
34	広島県	16	0	126	59	40	152	73	0	45	0	0	0	0	0	0	3	84	64	0	0	1
35	山口県	10	0	42	24	19	44	41	0	31	0	0	0	0	0	0	5	0	39	0	0	0
36	徳島県	6	1	29	9	11	35	15	12	0	0	0	0	0	0	0	9	0	26	0	0	0
37	香川県	6	1	36	16	16	46	23	0	13	0	0	0	0	0	0	0	4	36	0	0	6
38	愛媛県	7	2	44	29	14	62	27	2	21	0	0	0	0	10	0	15	9	38	0	0	0
39	高知県	9	2	18	9	17	37	9	0	29	0	0	0	0	0	0	16	1	18	0	0	2
40	福岡県	24	1	213	68	83	223	142	10	58	1	9	0	0	11	1	4	44	165	0	1	9
41	佐賀県	5	0	23	12	9	42	2	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0	0	0
42	長崎県	7	0	46	23	24	72	21	0	16	0	0	0	0	11	0	6	6	59	0	1	0
43	熊本県	9	1	71	33	27	100	32	0	5	22	0	0	0	10	0	27	3	70	0	0	0
44	大分県	16	1	47	27	25	85	15	1	21	0	0	0	0	20	0	23	5	56	0	1	0
45	宮崎県	9	0	43	27	30	59	41	0	35	0	0	0	1	5	0	1	0	58	0	0	0
46	鹿児島県	13	0	100	59	46	152	53	0	30	0	0	0	0	50	0	11	40	100	0	0	1
47	沖縄県	13	0	82	49	47	140	38	0	31	0	0	0	0	0	0	33	10	77	3	0	17
計		661	43	4,186	2,036	2,112	6,224	2,153	353	1,901	60	112	0	0	4,640	20	537	1,668	3,656	97	115	151
私立		2	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
株式会社立		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総計		665	44	4,197	2,038	2,113	6,239	2,153	353	1,902	60	112	0	0	4,645	23	538	1,668	3,670	97	115	151

【幼稚園、小・中・高等学校】令和元年度学校における医療的ケアに関する実態調査（国立・公立（都道府県別）・私立・株式会社別）

国立	学校の数				幼児児童生徒の数				看護師の数				看護師以外の実施者の数				通学(園)方法				その他				
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	直接雇用		外部委託(委託先別)		養護教諭	認定特定行為実施者	保護者	徒歩・公共交通	スクールバス		自家用車	福祉タクシー		
												常勤	非常勤	訪問看護ST	医療機関								看護協会	看護員入居施設	その他
01	2	45	6	1	2	8	1	19	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	14	2	42	5	0	0
02	0	9	2	0	9	2	0	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	1	7	0	0	0
03	0	6	1	1	6	1	1	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	2	4	0	0	0
04	0	24	3	1	0	25	3	8	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	14	0	14	0	1	0
05	0	3	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0
06	0	3	0	0	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	0	0
07	1	10	0	0	1	11	0	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	7	0	0	0
08	1	19	5	2	1	20	5	21	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	8	0	19	0	0	1
09	0	10	3	1	0	13	3	10	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	1	12	0	0	0
10	3	15	5	0	3	17	5	16	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	12	0	13	0	0	0
11	1	23	4	1	1	24	4	14	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	19	0	8	0	1	2
12	1	44	5	0	1	45	5	33	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	34	1	14	0	0	2
13	2	45	6	2	2	51	6	44	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	52	4	4	1	0	0
14	1	67	15	0	1	61	12	20	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	51	0	23	0	0	0
15	1	14	4	0	1	18	4	8	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	2	15	0	0	1
16	1	6	0	0	1	6	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	4	0	0	0
17	0	11	3	1	0	11	3	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	2	9	0	0	1
18	0	2	1	1	0	2	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	0	0	0
19	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
20	0	29	3	0	0	34	5	21	18	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	24	0	15	0	0	0
21	1	4	2	0	1	4	2	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	2	0	0	0
22	9	19	3	0	9	22	4	26	9	0	0	0	0	0	0	0	0	2	18	8	0	26	0	1	0
23	5	61	9	0	5	75	9	43	46	0	0	0	0	0	0	0	0	3	36	49	0	38	0	0	2
24	3	25	3	1	4	31	3	14	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	19	0	20	0	0	0
25	11	19	1	0	12	19	1	17	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	0	18	0	0	4
26	0	9	0	0	0	9	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	6	0	3	0	0	0
27	10	127	37	6	10	166	40	23	199	0	0	0	0	0	0	0	0	3	147	8	156	2	44	9	2
28	11	44	10	2	11	46	12	28	43	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	18	35	0	29	0	2
29	0	9	0	0	0	10	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	6	0	0	0
30	0	8	1	1	0	8	1	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	8	0	2	0	0	0
31	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
32	1	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
33	0	9	2	1	0	9	2	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	1	6	0	0	0
34	2	26	7	0	2	31	7	17	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	19	0	21	0	0	0
35	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	0	0	0

公立

国立・公立(都道府県別)・私立(株式会社)の別	学校の数				幼児児童生徒の数				看護師の数				看護師以外の実地者の数				通学(園)方法										
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	通常の学級	特別支援学級	特別支援学級、特別支援学級、折衝教育の別	直接雇用		外部委託(委託先別)		養護教諭	認定特定行為業務従事者	保護者	徒歩・公共交通	スクールバス	自家用車	福祉タクシー		その他			
												常勤	非常勤	医療機関	訪問看護S T							看護協会	障害児入所施設		その他	が学校の設置者又は学校が用いたもの	保護者が用意したもの
36 徳島県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0		
37 香川県	2	7	5	0	2	7	6	0	11	4	0	1	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	3	
38 愛媛県	0	10	3	1	0	10	3	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	3	0	10	0	0	0	1	
39 高知県	0	5	3	1	0	5	3	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	8	0	0	0	0	
40 福岡県	1	22	2	0	1	26	2	0	13	16	0	0	0	7	0	0	1	3	0	15	14	0	15	0	0	0	
41 佐賀県	1	7	0	1	1	7	0	1	2	7	0	0	1	0	1	0	0	0	6	1	0	8	0	0	0	0	
42 長崎県	1	9	0	0	1	11	0	3	9	0	0	1	5	0	0	0	0	0	3	2	0	10	0	0	0	0	
43 熊本県	2	18	11	0	2	19	11	0	5	27	0	12	19	1	0	0	0	1	0	2	4	0	27	0	0	1	
44 大分県	2	12	1	2	2	12	1	10	6	0	0	0	0	0	12	0	0	0	7	5	1	10	0	0	0	0	
45 宮崎県	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
46 鹿児島県	0	5	2	1	0	5	2	4	5	0	0	1	5	0	0	0	0	0	3	2	0	7	0	0	0	0	
47 沖縄県	5	16	3	1	5	16	3	1	15	10	0	2	8	1	0	0	1	0	13	6	0	19	0	0	0	0	
計	82	863	172	29	84	966	180	29	507	752	0	83	779	18	172	0	2	31	23	155	358	626	19	560	15	7	32
私立	119	4	7	21	138	4	11	36	188	0	1	9	19	1	1	0	0	7	17	6	103	82	48	57	0	1	0
株式会社立	0	0	0	2	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	1	0	0	0	0
総計	201	869	179	52	222	972	191	68	700	752	1	92	798	19	173	0	2	38	44	161	463	710	69	618	15	8	32

## 特別支援教育に関する調査の計画について(予定)

調査名	調査発出時期	調査対象	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 通級による指導実施状況調査	6月	国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(通信制を含む、専攻科は除く。)、中等教育学校	○	○	○	○	○	○
2 学校における医療的ケアに関する実態調査	11月	国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(専攻科は除く。)	○ ※公立のみ	○	○	○	○	○
3 教育と福祉の連携に関する調査	11月	市区町村教育委員会	○	○		○		○
4 公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査	11月	市区町村教育委員会	○	○		○		○
5 特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査	11月	国公立の特別支援学校(幼・小・中・高等部)	○		○		○	
6 特別支援教育体制整備状況調査	11月	国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(通信制、専攻科は除く)、中等教育学校	○		○		○	
7 病気療養児に関する調査	11月	国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(通信制を含む、専攻科は除く。)、中等教育学校、特別支援学校(幼・小・中・高等部)  都道府県・市区町村教育委員会	○			○		

※上記については予定であり、特別支援教育に関する実態を把握し、政策立案にいかすため、調査項目や調査頻度については変更する可能性があります。  
 ※上記の調査発出時期については目安です。